

第1号様式（第9条関係）

条 例 見 直 し 調 書

		作成年度	平成30年度	次回見直し予定	平成35年度
条 例 名	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例				
条 例 番 号	平成25年神奈川県条例第17号	法 規 集	第6編第2章第2節		
所 管 室 課	福祉子どもみらい局高齢福祉課				
条 例 の 概 要	介護保険法第88条第1項及び第2項の規定に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等について必要な事項を定めている。				
検 討	視 点	検 討 内 容			備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	本条例は、介護保険法の規定により条例で定めることとされている指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定めており、必要な条例である。			
	有効性 （ 現行の内容 で課題が解 決できる ）	本条例に基づき、指定介護老人福祉施設の指定・指定更新及び指導監督を行っており、適切な介護保険サービスの提供を確保するため、有効に機能している。			
	効率性 （ 現行の内容 で効率的と いえるか。 ）	本条例で定める人員、設備及び運営の基準等は、明確かつ限定的であり、効率的なものである。  また、指定及び指定更新は本庁機関が、実地指導は保健福祉事務所が実施することにより効率的に行われている。			
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	本条例で定めている人員、設備及び運営の基準等は、「かながわグランドデザイン」第2期実施計画の「IV 健康・福祉」の主要施策「介護保険制度の円滑な運営と適切なサービス提供」及び「第7期かながわ高齢者保健福祉計画」の施策である「〈2〉安心して介護保険サービス等を利用できるしくみの充実」に寄与するものであり、県政の基本方針に適合している。			
	適法性 （ 憲法、法 令に抵触 しない か。 ）	本条例は、介護保険法の規定に基づき厚生労働省令で定める基準に従い、又は基準を参酌した内容となっている。昨年度、厚生労働省令が改正されたことに伴い、本条例も改正を行っており、憲法、法令等に抵触しないものである。			
	その他				
見 直 し 結 果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。 ② 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。 ③ 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。 ④ 改正及び運用の改善等を検討する。 ⑤ 廃止を検討する。			理 由 等  現行条例の運用上の課題は見受けられないため。	